令和５年度第１回熊谷市地域公共交通会議
運賃協議小委員会

議　案　書

令和５年１１月２８日

議　事

議案第１号　ゆうゆうバスの運賃改定について

議案第１号

「ゆうゆうバス」の運賃改定

【改定時期】令和６年２月１日（スマホバス回数券導入と同日）

【改定内容】

種別	改定前	改定後
１回	100 円	200 円
１日乗車券	300 円	500 円
紙の回数券	11 回/1,000 円	10 回/2,000 円
スマホバス回数券	―	10 回/1,500 マネー（1,500 円）

⑴ 小学生は小児運賃：1 回 100 円を適用。
⑵ 以下の方の運賃は引き続き無料。
・未就学児
・障害者手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示された方とその介助・付添人１人
・運転免許を自主返納した方（警察で有料交付される運転経歴証明書を提示）
⑶ すでに販売している紙の回数券（11 枚綴り）は２枚または１枚と 100 円で１回乗車可能とする。（小学生は１枚で１回）
⑷ スマホバス回数券は、令和６年２月１日から熊谷市地域電子マネー「クマPAY（ペイ）」でのみ購入可能となる。

【今回追加した内容】
⑶下線部のとおり